

ヤンバルトサカヤスデ用薬剤(コイレット)引換券及び助成券配布要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ヤンバルトサカヤスデの家屋等への侵入を防止するため使用するヤスデ用薬剤3kg/袋(以下「コイレット」)の引換券及び助成券配布について定めることを目的とする。

(対象物件)

第2条 人が日常生活又は社会生活を営むための八丈町内にある建物を対象とする。(以下「対象物件」という。)

(対象者及び配布枚数)

第3条 次の各号の1に該当する者に対し、コイレット引換券又は助成券を配布するものとする。

(1) 八丈町に住所を置く世帯主

住所を置く居宅について、1ヶ月に1枚まで、年度内に計12回までとし、1～6回までは引換券(様式第1号)を配布し、7～12回までは助成券(様式第2号)を配布するものとする。

ただし、複数世帯が同居している場合は、原則として1世帯分のみの配布とする。

(2) 八丈町に住所を置き居宅以外の場所に対象物件を所有又は管理している者又は島内に別荘等を所有している島外の者

対象物件1ヶ所について、1ヶ月に1枚まで、年度内に計6回までとし、助成券(様式第2号)を配布するものとする。ただし、同一敷地内に複数の建物がある場合でも1物件とするとともに、その物件について他者が配布を受けている場合は、重複して配布しない。

(3) 八丈町に事業所を置き対象物件を所有又は管理している者又は事業主

事業所を置く対象物件について、1ヶ月に1枚まで、年度内に計6回までとし、助成券(様式第2号)を配布するものとする。ただし、同一敷地内に複数の建物がある場合でも1物件とするとともに、その物件について他者が配布を受けている場合は、重複して配布しない。

(助成額)

第4条 引換券の助成額はコイレット販売価格(税込)の全額とし、助成券の助成額はコイレット販売価格(税込)の半額とする。ただし、助成の対象期間は、引換券及び助成券の配布された当該年度末の3月31日までとする。

(申請方法及び申請場所)

第4条 引換券又は助成券の配布を申請する者(以下「申請者」)は、原則として世帯主、事業所代表者、法人代表者のいずれか本人とする。

申請場所は、大賀郷地域は八丈町住民課環境係、その他の地域は各出張所で申請するものとする。

申請者は、申請場所で台帳による確認後、引換券又は助成券を受け取るものとする。

(受取場所)

第6条 引換券及び助成券を使用してコイレットを受け取る場所は、町指定の店舗とする。

(委任状)

第7条 世帯主又は代表者本人以外が申請をするときは、委任状(様式第3号)を各申請場所に提出し、窓口職員の確認を受けるものとする。ただし、親族の者が代理申請するときは、身分証等による本人確認によりこれを省略できる。

(申請者の遵守義務)

第8条 申請者はコイレットの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) コイレットの使用にあたっては、使用方法及び注意事項を順守し常に良好な状態で使用すること。

(2) コイレットをヤンバルトサカヤスデの家屋等侵入防止の目的以外に使用しないこと。

(3) コイレットを第三者に譲渡しないこと。

(4) 人体、周辺環境及び生態系への影響を避けるため、使用量は必要最低限とするよう努めること。

(配付の中止)

第9条 八丈町は、前条に定める遵守事項に違反した者、及び虚偽の申請をした者に対し、引換券又は助成券の配布を中止することができるものとする。

(使用状況等の聴取)

第10条 ヤンバルトサカヤスデの発生抑制対策に資するため、八丈町は、申請者から配布したコイレットの使用状況等について聴取することができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(ヤスデ用薬剤(コイレット)引換券及び助成券配布要綱の廃止)

2 ヤスデ用薬剤(コイレット)引換券及び助成券配布要綱(平成22年4月1日施行)は、廃止する。